4　利用者用ソフトウェア
　利用者による支払情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信又は納付情報の送信に利用するための入出力用のソフトウェア
5　利用者用ソフトウェア開発要件
　利用者用ソフトウェアを事業者が開発するためのシステム要件
6　セキュリティ
　機密性、完全性及び可用性の維持
7　機構サーバ
　普通地方公共団体の長に対する支払情報の送信、普通地方公共団体の長からの納付書情報の受信、当該受信した納付書情報の記録及び共通口座を管理する金融機関に対する払込依頼情報の送信を行うための機構の使用に係る電子計算機
8　地方団体サーバ
　機構サーバから支払情報を受信し、及び機構サーバに対して納付書情報を送信するための普通地方公共団体の長の使用に係る電子計算機
9　運用保守端末機
　機構サーバ及び電気通信関係装置の運用保守のために使用する端末
10　払込端末機
　共通口座において管理される特定歳入等を普通地方公共団体の指定する金融機関口座へ払い込むために使用する端末
11　ファイアウォール
　ネットワークにおいて不正侵入を防御するために通信を制御する装置
12　支払情報発行依頼情報
　利用者の使用に係る電子計算機から機構サーバに送信される情報で、支払情報及び利用者使用情報を作成するためのもの
13　支払情報
　機構サーバから地方団体サーバに送信される情報で、特定歳入等の払込みに関するもの
14　利用者使用情報
　機構サーバから利用者の使用に係る電子計算機に送信される情報で、特定歳入等の納付に関するもの
15　納付情報
　利用者の使用に係る電子計算機から機構サーバに送信される情報で、歳入等の納付に関するもの
16　納付書情報
　地方団体サーバから機構サーバに送信される情報で、歳入等の納付に関する書類に記録するもの
17　払込依頼情報
　機構サーバから共通口座を管理する金融機関に送信される情報で、特定歳入等を普通地方公共団体の指定する金融機関口座へ払い込むためのもの
18　共通口座
　機構が特定歳入等を管理するために金融機関に開設する口座
19　プログラム
　機構サーバ、運用保守端末機、払込端末機及び電気通信関係装置を機能させるための命令を組み合わせたもの（オペレーティングシステム、データベース等のパッケージソフトウェアを含む。）
20　ファイル
　機構サーバ、運用保守端末機、払込端末機及び電気通信関係装置に内蔵される記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録されている支払情報発行依頼情報、支払情報、利用者使用情報、納付情報、納付書情報、払込依頼情報及びプログラム
21　ドキュメント
　地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守並びにプログラムの作成に関する記録及び文書
22　可搬記憶媒体
　地方税共通納税システムで利用する駆動装置から容易に取り外すことのできる記憶媒体であって、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ、ＵＳＢメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するもの
23　電子計算機室
　機構サーバ、運用保守端末機及び電気通信関係装置を設置する室
24　重要機能室
　電子計算機室、同室に係る受電設備及び定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室の空気調和をする空気調和機及びその附属設備を設置する室

第２　利用者の支払情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信又は納付情報の送信に係る安全性及び信頼性の確保

1　利用者用ソフトウェア等の提供
　機構は、利用者による支払情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信又は納付情報の送信の安全性及び信頼性を確保するため、利用者用ソフトウェアを提供するとともに、利用者用ソフトウェア開発要件を公開することとする。
2　利用者の使用に係る電子計算機の機能
　利用者の使用に係る電子計算機は、次の機能を有することとする。
⑴　機構が提供する利用者用ソフトウェア又は機構が公開する利用者用ソフトウェア開発要件を満たしたソフトウェアを利用することにより支払情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信又は納付情報の送信ができる機能
⑵　機構サーバと通信できる機能
3　利用の方法
　利用者は、次に掲げる方法により支払情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信又は納付情報の送信を行わなければならないこととする。
⑴　機構が提供する利用者用ソフトウェア又は機構が公開する利用者用ソフトウェア開発要件を満たしたソフトウェアにより支払情報発行依頼情報の作成及び送信並びに利用者使用情報の受信又は納付情報の送信を行うこと。
⑵　支払情報発行依頼情報及び納付情報の送信に当たっては、暗号化して送信すること。

第３　機構等の体制、規程等の整備

　機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項（機構委託クラウド事業者にあっては４⑶を除く。）を行わなければならない。
1　体制の整備
⑴　責任体制等の確立
　地方税共通納税システムのセキュリティを確保するため、地方税共通納税システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。
⑵　監視体制の整備
　地方税共通納税システムの運用に関し、異常な状態を早期に発見できるよう体制の整備を図ること。